

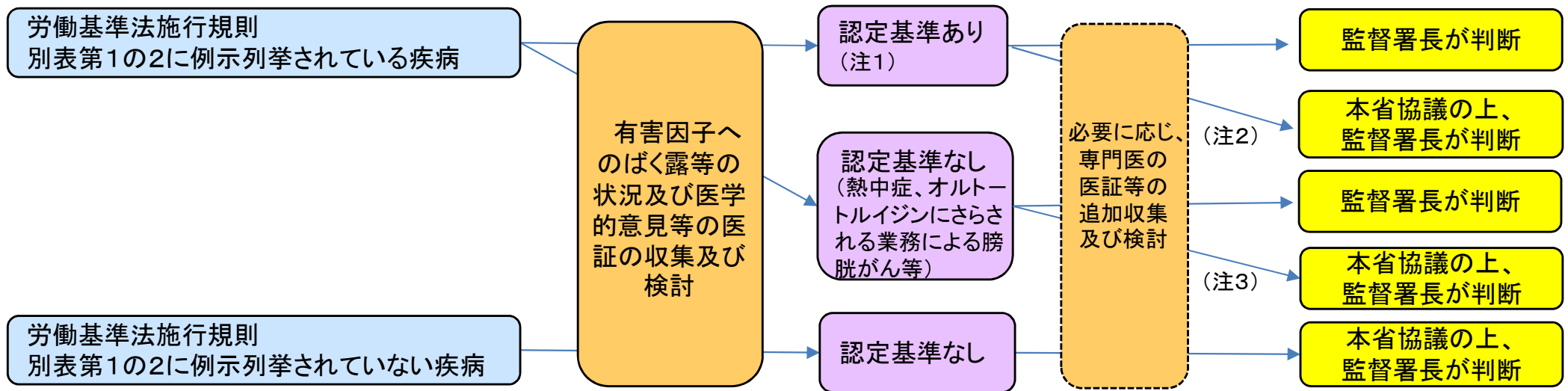
# 複数就業者への労災保険給付について (労災認定等現行制度の説明)

---

# 労災認定について

# 労災認定について

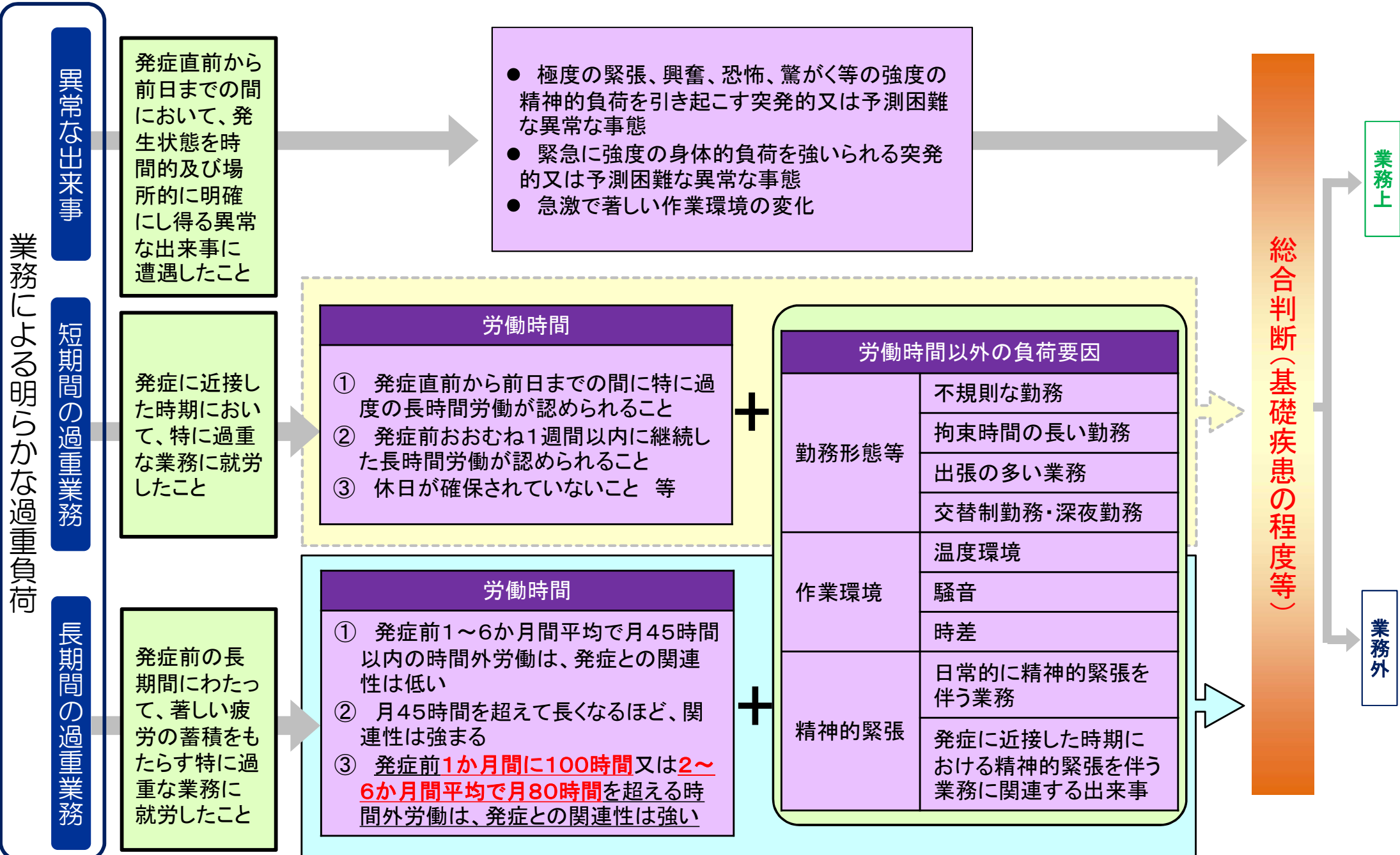
- 労災認定は、原則として、労働基準監督署において、個別事案ごとに可否を判断。
- 労働者に発症した疾病については、被災労働者の有害因子へのばく露の程度等と発症の経過、病態及び医学的意見等の医証を総合的に検討し、労災認定の可否を判断している。  
ただし、特定の疾病や判断が難しい事例などは、本省に協議を行った上で、労災認定の可否を判断することとされている。
- 認定基準とは、業務上の疾病（労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる疾病）の発症条件（有害因子、ばく露条件、症状及び発症経過等）等を通達の形で補足したものであり、この基準の要件に該当するものについては、原則として業務上疾病と認定される。



- (注1)
- ・ 血管病変等を著しく増悪させる業務による「脳・心臓疾患」
  - ・ 心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による「精神障害」
  - ・ 石綿による疾病（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）
  - ・ 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病（非災害性腰痛、振動障害、上肢障害）
  - ・ 化学物質等による疾病（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病等）
  - ・ 物理的因子による疾病（電離放射線障害、騒音性難聴）等

- (注2)
- ・ 特定の疾病（例えば、電離放射線に係る白血病や石綿による良性石綿胸水については、本省に協議することとされている。）
  - ・ 認定基準において一部要件を満たさない場合に協議を求めているもの（例えば、石綿による肺がんであって、胸膜プラーク所見は認められるものの石綿ばく露作業への従事期間が10年未満である場合には、本省に協議することとされている。）
  - ・ 判断が難しい事例（例えば、請求傷病名が脳・心臓疾患の認定基準の対象疾病以外のもの場合には、本省に協議することとされている。）
- (注3)
- ・ 特定の疾病（例えば、オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がんについては、本省に協議することとされている。）

# 脳・心臓疾患の業務起因性の判断のフローチャート



※複数就業が確認された場合であっても、1の事業場における業務における過重負荷を評価。

# 精神障害の業務起因性判断のフローチャート

1 対象疾病に該当する精神障害を発病している

2 業務による心理的負荷の評価

※「業務による心理的負荷評価表」に基づき評価

(1) 特別な出来事に該当する出来事がある場合（心理的負荷が極度のもの）例：発症直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合等

(2) 特別な出来事に該当する出来事がない場合

- ① 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定
- ② 当該事案における「出来事」及び「出来事後の状況」を考慮した心理的負荷の強度の総合評価
- ③ 出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価
  - ・ いずれかの出来事が「強」  
→ 全体評価も「強」
  - ・ 単独では「強」とならないが、複数の出来事が関連して生じている場合  
→ 全体を一つの出来事として評価（最初の出来事を心理的負荷表に当てはめ、関連して生じた各出来事は出来事後の状況とみなし、後発の出来事の内容・程度により全体を評価）
  - ・ 単独では「強」とならない一つの出来事のほかに、それとは関連しない他の出来事が生じている場合  
→ 「中」が複数＝「中」又は「強」、「中」が一つと「弱」が複数＝「中」、「弱」が複数＝「弱」

※「強」になる場合の具体例

- 具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」の例
  - ・ 発症直前の2か月間連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
  - ・ 発症直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合
- 具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の例
  - ・ 部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた場合 等

弱

中

強

業務外

3-(1) 業務以外の心理的負荷の評価

※「業務以外の心理的負荷評価表」に基づき評価

強度Ⅲに該当する出来事が認められない

かつ

個体側要因がない

強度Ⅲに該当する出来事が認められる

または

個体側要因がある

3-(2) 個体側要因の評価

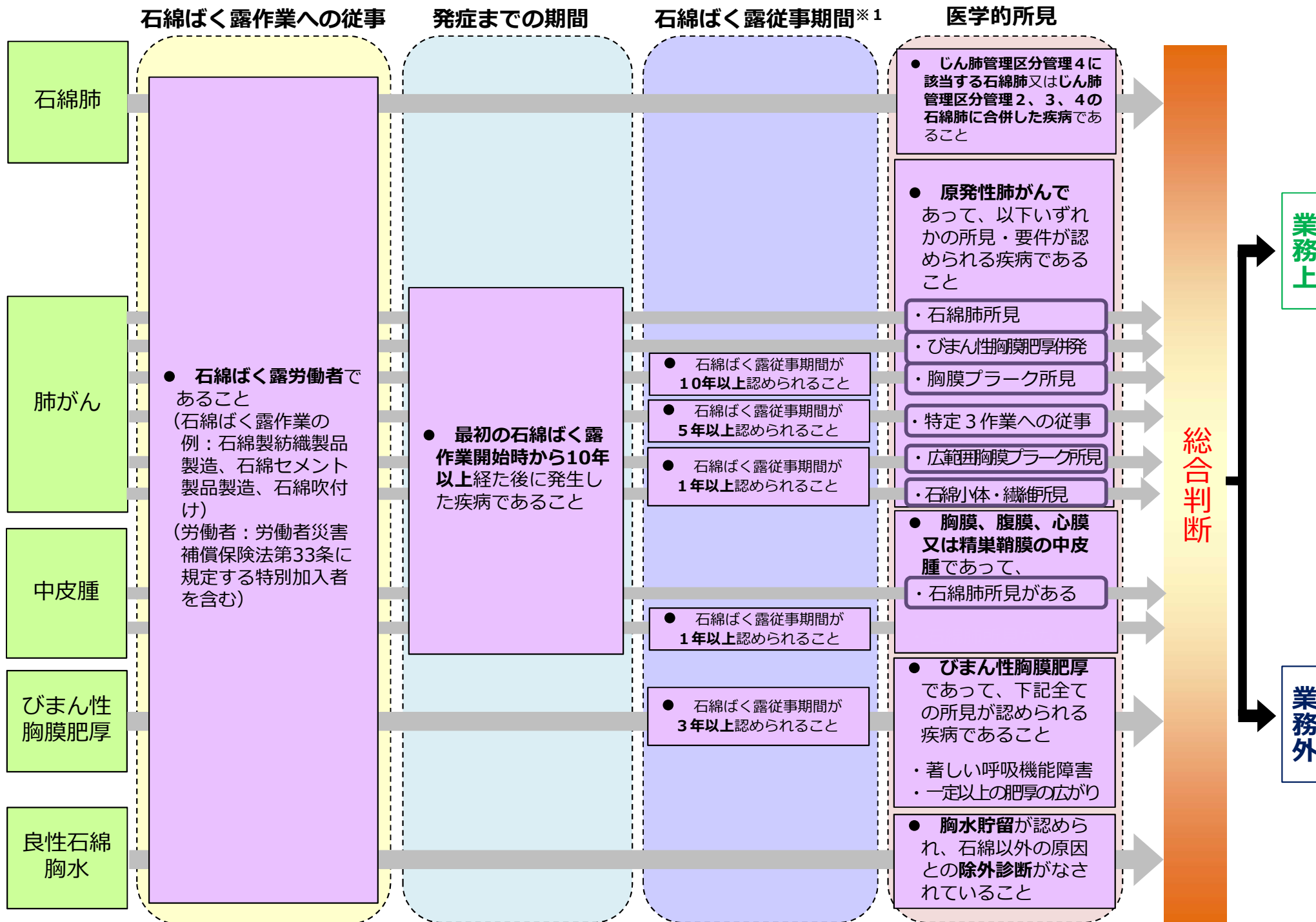
業務上

業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したのかを判断

業務外

※複数就業が確認された場合であっても、1の事業場における業務における心理的負荷を評価。

# 石綿関連疾患の業務上外判断のフローチャート



※1 複数就業先の従事期間を評価。

# 非災害性腰痛、振動障害、騒音性難聴、上肢障害の業務上外判断のフローチャート

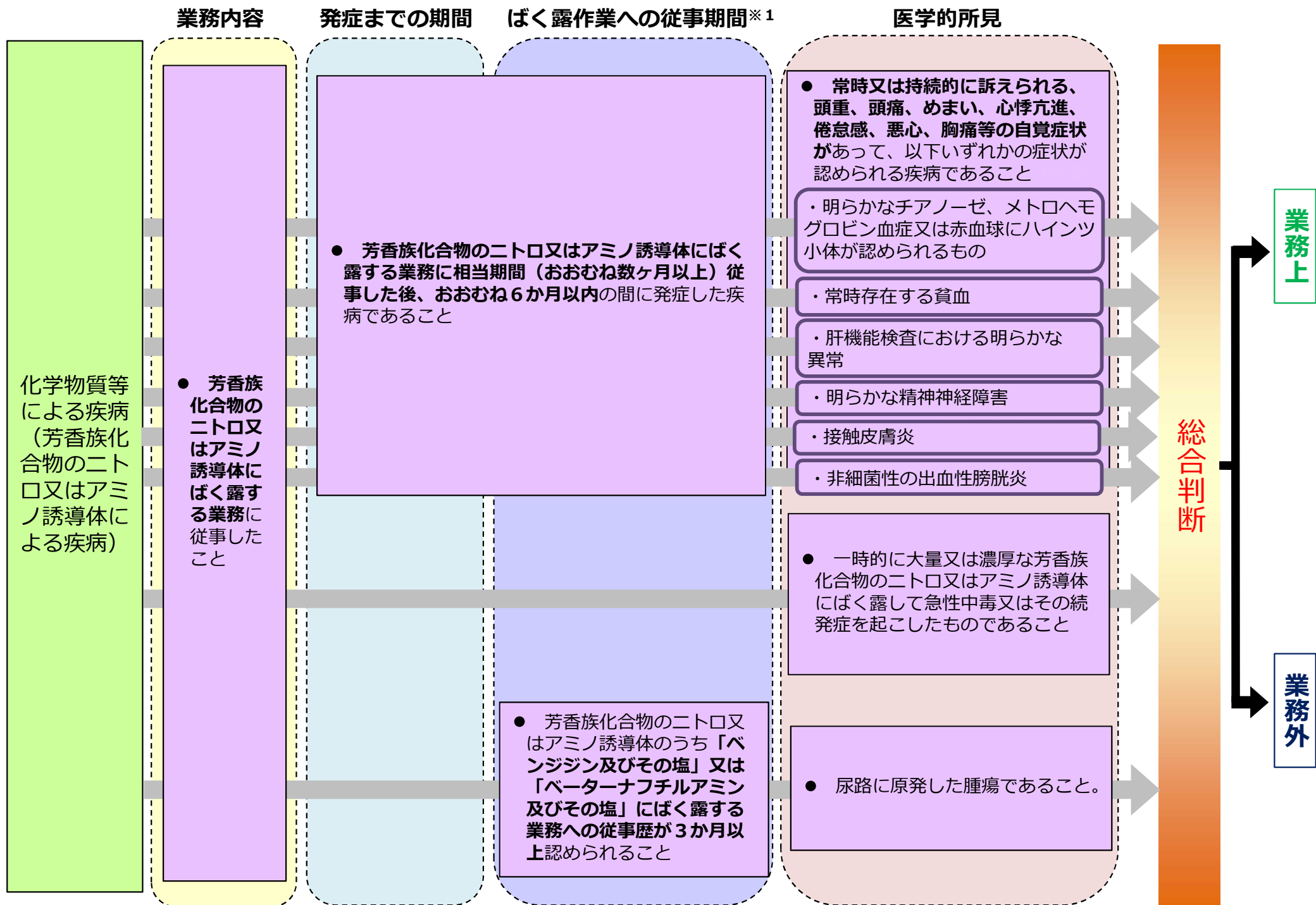


※1 複数就業先の従事期間を評価。

※2 従事期間が相当期間に満たない場合であっても振動工具の1日あたり使用時間数等が長い場合は個別に業務起因性の判断を行うこととしている。

※3 医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合。又は、業務量が一定しない場合には、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められる等の状態が発症直前3か月程度継続している場合。

# 化学物質等による疾病(芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病等)の業務上外判断のフローチャート



※1 複数就業先の従事期間を評価。



# 電離放射線障害の業務上外判断のフローチャート



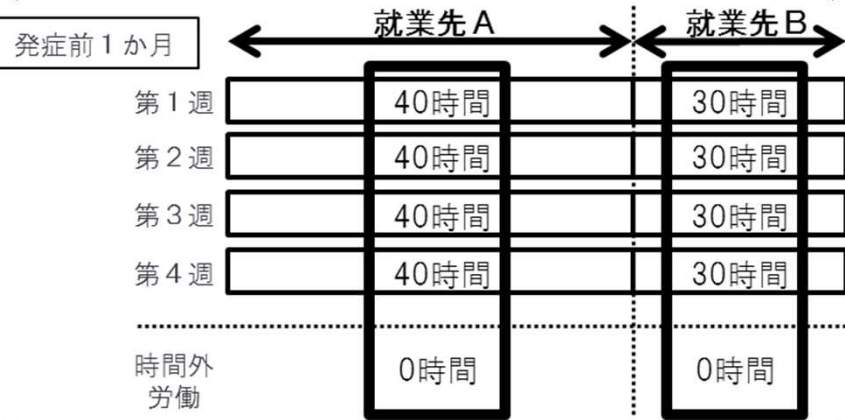
※1 複数就業先の従事期間を評価するとともに、被ばく線量は合算して評価。

# 複数就業者に係る労災認定の運用状況(①脳・心臓疾患、精神障害事案)

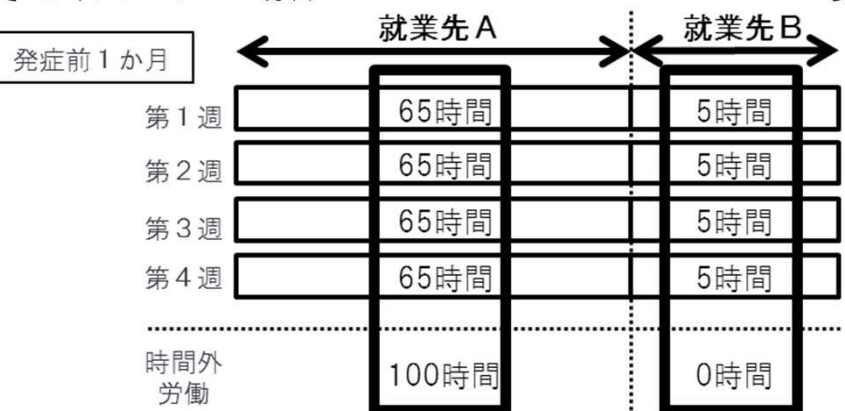
## <考え方>

- ▶ 脳・心臓疾患事案において、被災労働者が複数の事業場に属し、それぞれから指揮命令を受けるような場合について、原則としては、それぞれの事業場における業務に係る過重負荷の調査を行い、どの事業場における業務による過重負荷と疾病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを評価の上、労災認定の可否の判断を行う。なお、精神障害事案についても、時間外労働時間数の評価が必要な事案における考え方は同様。

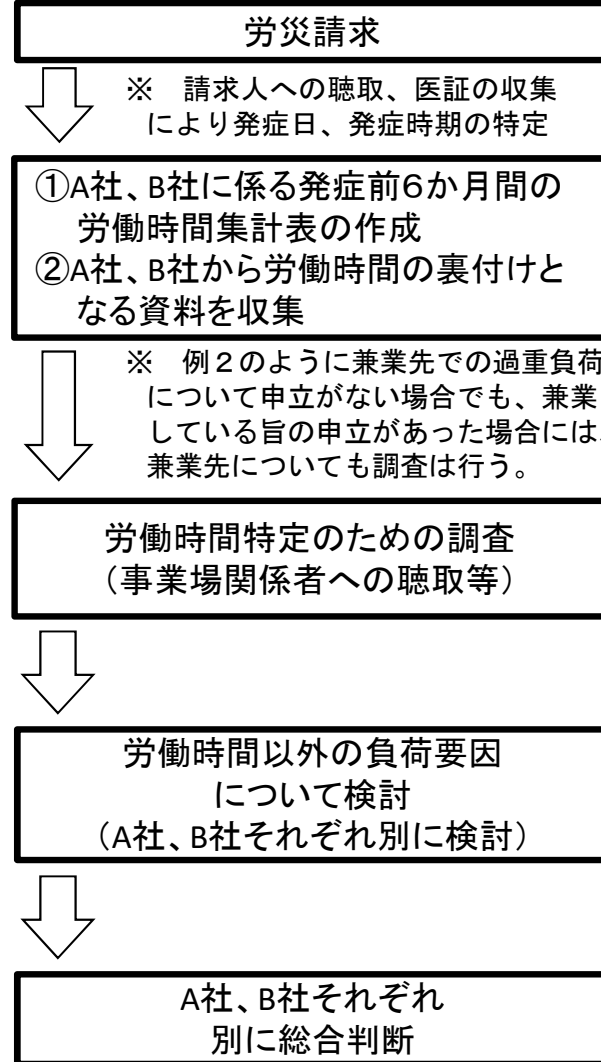
【例1】業務により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求を行った労働者から、就業先A・Bを兼業し、就業先Aで週40時間、就業先Bで週30時間の業務に従事したと申立があった場合



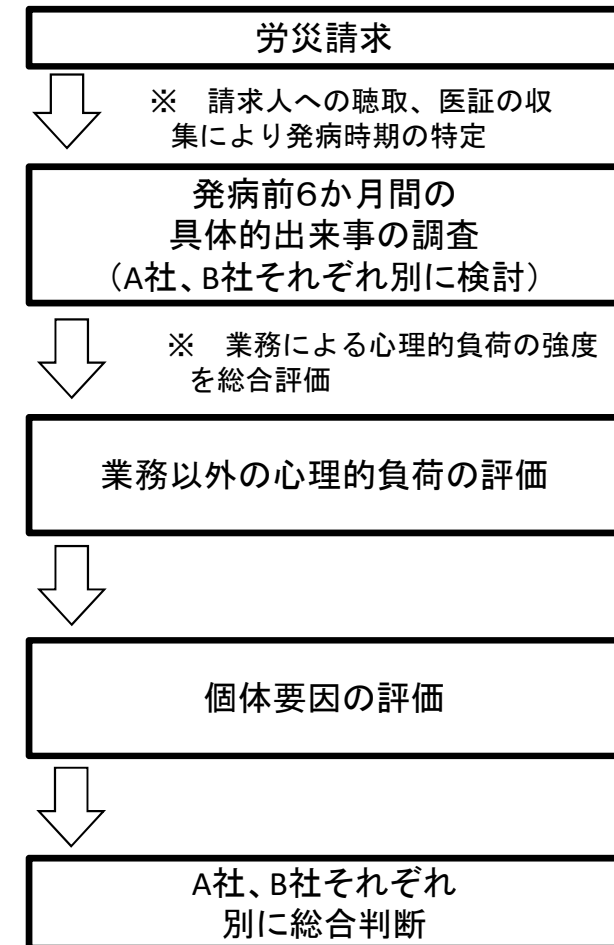
【例2】業務により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求を行った労働者から、就業先A・Bを兼業しているが、就業先Aで週65時間の業務に従事したことが原因と申立があった場合



## <時間外労働時間数の評価が必要な事案>



## <精神障害事案で時間外労働時間以外の心理的負荷の評価が必要な事案>

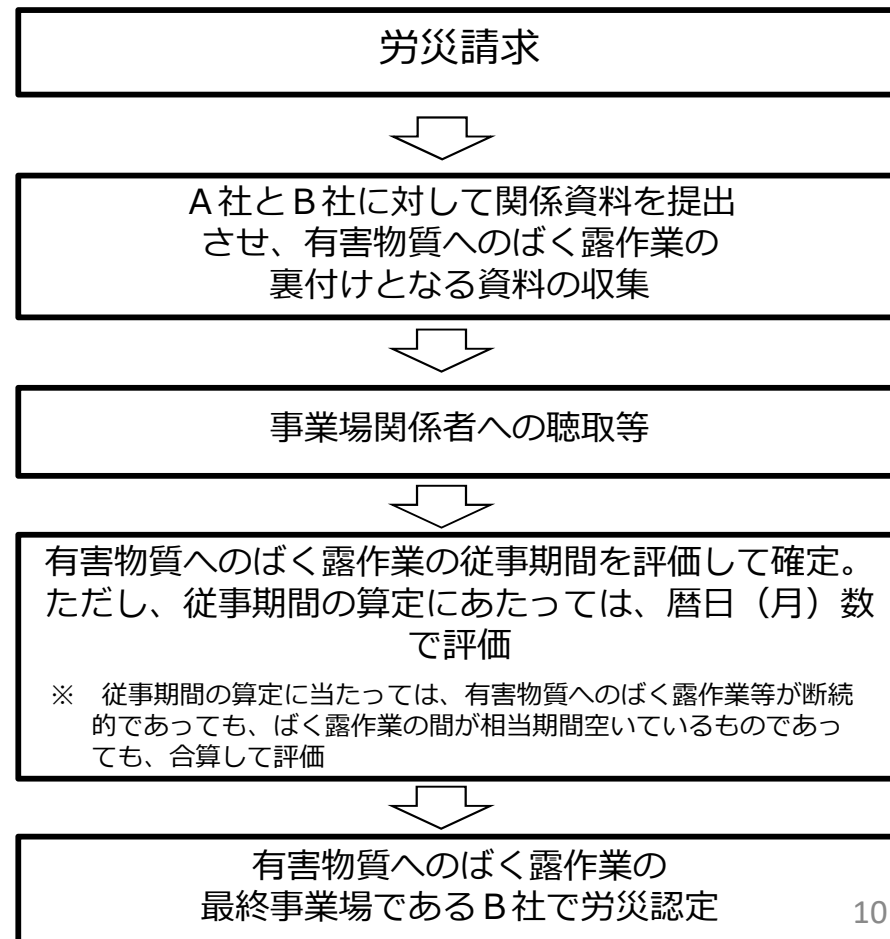
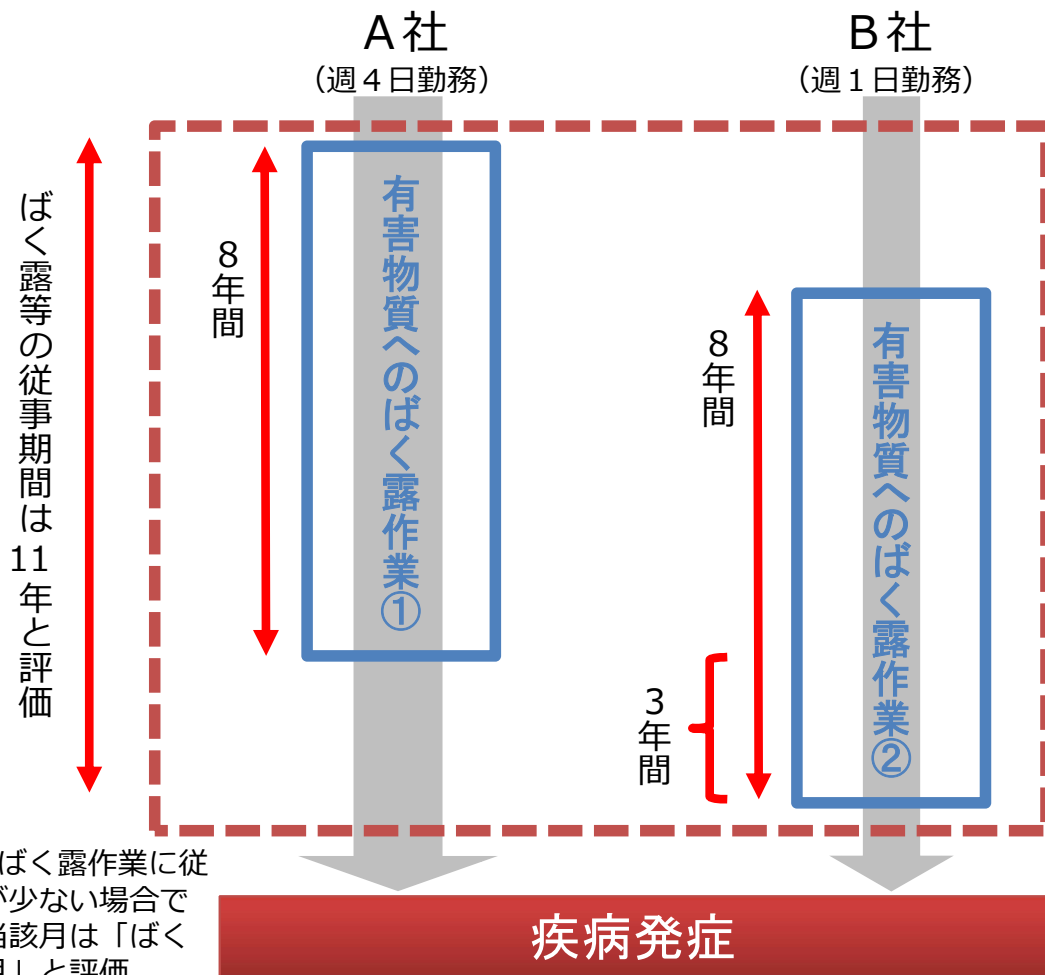


※時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数

# 複数就業者に係る労災認定の運用状況(②)従事期間の通算)

## <考え方>

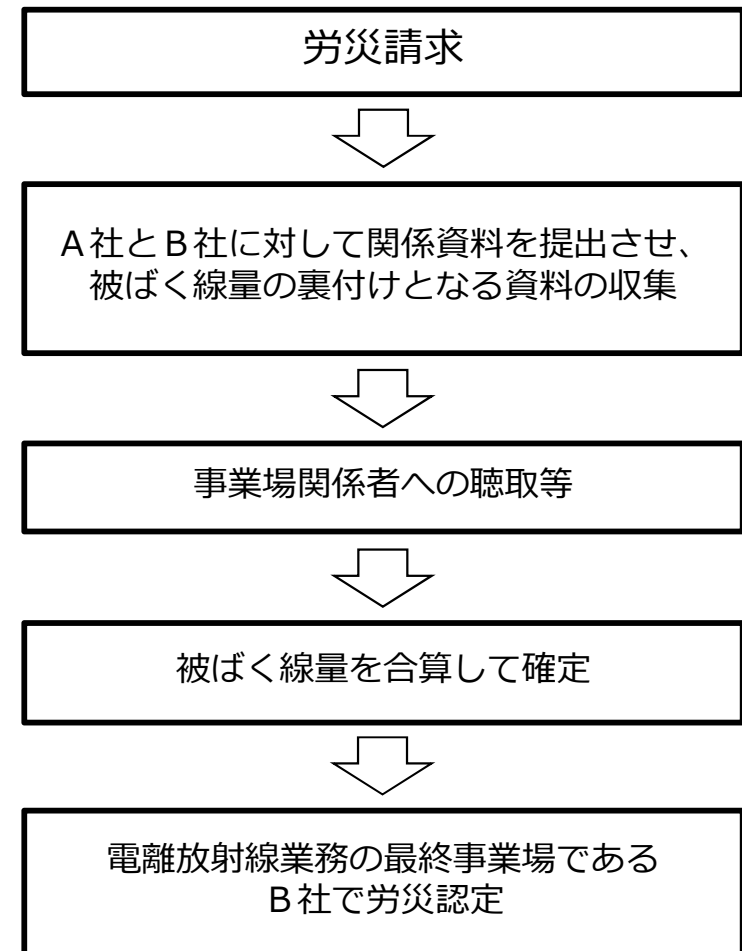
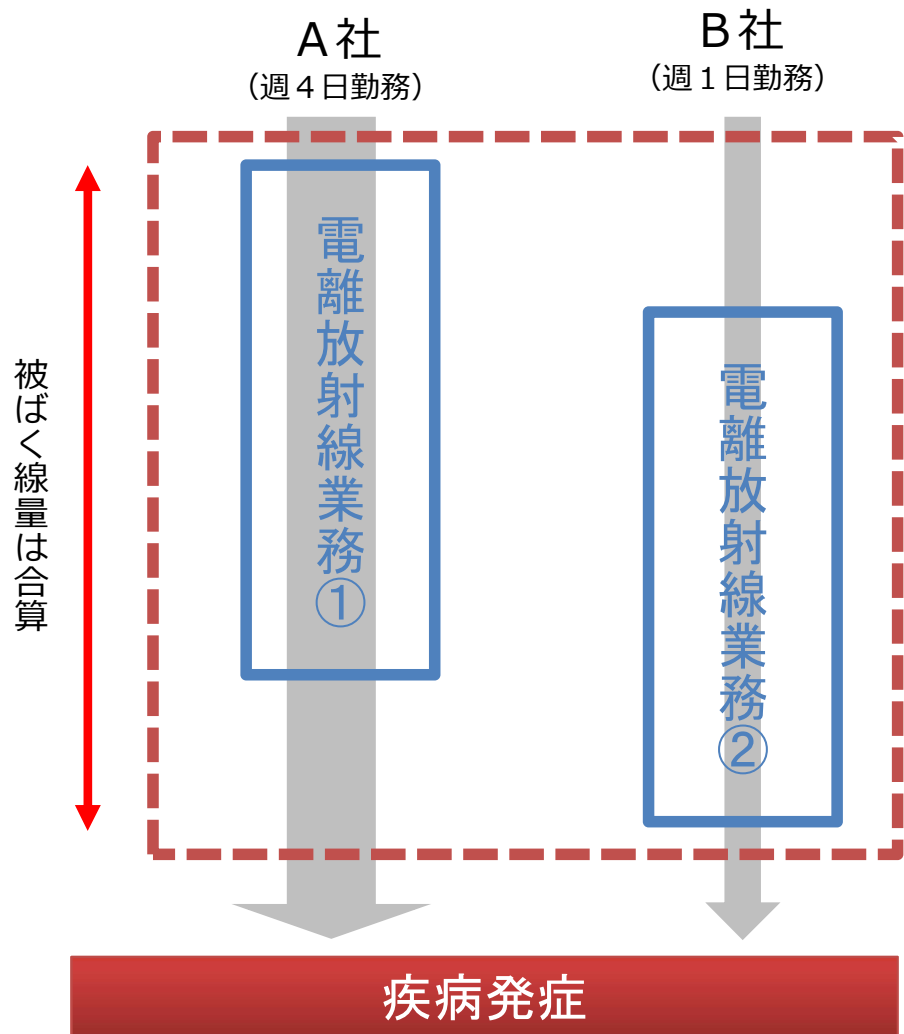
- 石綿による疾病や災害性腰痛等の従事期間を認定基準の要件としている非災害性疾患事案において、被災労働者が複数の事業場に属し、それぞれの事業場で有害物質へのばく露、または腰等に負担がかかる作業（以下「有害物質へのばく露作業」という。）に従事した場合、原則として、有害物質へのばく露作業をした全ての事業場について調査を行い、各事業場の有害物質へのばく露作業をした従事期間を評価し、労災認定の可否の判断を行う。
- 従事期間の算定にあたっては、ばく露期間の算定は暦日（月）数で評価する。そのため、仮に、同一期間で複数就業先に就業している場合には期間を合算せずに評価している。
- 従事期間が認定基準の要件とされている疾病は、具体的には、石綿による疾病、非災害性腰痛、振動障害、騒音性難聴、上肢障害、化学物質等による疾病がある。



# 複数就業者に係る労災認定の運用状況(③ばく露量の通算)

## <考え方>

- 電離放射線被ばくによる疾病事案において、被災労働者が複数の事業場に属し、それぞれにおいて電離放射線業務に従事した場合、原則として、電離放射線業務に従事した全ての事業場における被ばく線量の調査を行い、それぞれの被ばく線量を合算の上、評価し、労災認定の可否の判断を行う。
- また、疾病の診断確定日に放射線業務に従事している場合には、その事業場で労災認定し、もはや放射線業務には従事していないという場合には、電離放射線業務に従事した最終の事業場で労災認定する。



# 遅発性疾病に係るメリット収支率の算定について

- 災害防止努力の促進を図るため、個別事業場の災害の多寡に応じて労災保険率を増減している(メリット制)。
- メリット収支率は、保険給付等の額と保険料の額の比率で算定しているが、特定の業務に長期間従事することにより発症する疾病のうち、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する以下の特定の疾病に係る保険給付等は、保険給付等の額から除いて算定している(下の表は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第17条の2に規定されている疾病の内容)。

| 疾病   | 事業の種類               | 疾病にかかった者  |
|--|---------------------|---|
| 非災害性腰痛   | 港湾貨物取扱事業<br>又は港湾荷役業 | 事業主を異にする二以上の事業場において重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至ったものを除く。) |
| 手指、前腕等の末梢循環障害、<br>末梢神経障害又は運動器障<br>害  | 林業又は建設の事<br>業       | 事業主を異にする二以上の事業場においてさく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が一年に満たないもの                      |
| じん肺症又はじん肺と合併した<br>肺結核、結核性胸膜炎、続発<br>性気管支炎、続発性気管支拡<br>張症、続発性気胸若しくは原<br>発性肺がん | 建設の事業               | 事業主を異にする二以上の事業場において粉じんを飛散する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が三年に満たないもの   |
| 肺がん又は中皮腫   | 建設の事業               | 事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が肺がんについては十年、中皮腫については一年に満たないもの                                |
|  | 港湾貨物取扱事業<br>又は港湾荷役業 | 事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至ったものを除く。)                             |
| 難聴等の耳の疾患   | 建設の事業               | 事業主を異にする二以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が五年に満たないもの  |

# 特別加入について

# 労災保険特別加入制度について①

## 1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

## 2 特別加入の対象範囲

- 特別加入の対象範囲は、下記の条件を考慮して定められている。
  - ① 業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
  - ② 業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。
- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。  
また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

## 3 特別加入の種類（労災保険法第33条）

- ① 中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者（役員等）
- ② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者（家族従事者等）
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

※詳細は次頁以降

## 4 保険料率（徴収法第13条～第14条の2）

- ① : 当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②～④: 同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

## 5 給付基礎日額（労災則第46条の20、第46条の24及び第46条の25の3）

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

# 労災保険特別加入制度について②

## 6 特別加入の対象者・特別加入の手続等

### <中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)>

#### ○ 特別加入者の範囲

- ・ 中小事業主等として認められる企業規模（労災則第46条の16）

| 業種               | 労働者数   |
|------------------|--------|
| 金融業・保険業・不動産業・小売業 | 50人以下  |
| 卸売業・サービス業        | 100人以下 |
| 上記以外の業種          | 300人以下 |

- ・ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したもの。事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。

#### ○ 加入の一般的要件（労災保険法第33条及び第34条）

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

※事務組合の要件についてはp 24 参照。

#### ○ 加入の要件を満たす場合には、中小事業主が2以上の事業について特別加入することができる。（通達：S40.11.1基発第1454号）

同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができない。（労災保険法第34条1項の解釈（通達：H23.3.25基労発0325第1号））

#### ○ 中小事業主等の特別加入に当たっては、当該事業場の労働者の適正加入及び労働保険料の適正徴収を担保するため、法律上、労働保険事務組合への事務処理の委託を特別加入の要件としている。（労災保険法第33条）



# 労災保険特別加入制度について③

＜労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)＞

○特別加入者の範囲（労災則第46条の17）

- ・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- ・漁船による水産動植物の採捕の事業
- ・林業の事業 ・医薬品の配置販売の事業
- ・再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ・船員法第一条に規定する船員が行う事業

を労働者を使用しないで行うことを常態とする者。

○ 一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、一人親方等を労働者とみなすこととされている。（労災保険法第35条）

＜特定作業従事者＞

○特別加入者の範囲（労災則第46条の18）

- ・一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者
- ・特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- ・国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- ・危険有害な作業に従事する家内労働者等
- ・労働組合等常勤役員
- ・介護作業従事者及び家事支援従事者

○ 特定作業従事者の特別加入についても、特定作業従事者の団体（特別加入団体）が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、特定作業従事者を労働者とみなすこととされている。（労災保険法第35条）

※「特別加入団体」の要件についてはp 25参照。

# 労災保険特別加入制度について④

## <海外派遣者>

### ○ 特別加入者の範囲（労災保険法第33条）

- ・ 日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される者
- ・ 日本国内の事業主から、海外にある中小規模の事業（※）に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される者
- ・ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者

（※）中小規模の事業とは、派遣される事業の規模の判断については、事業場ごとではなく、国ごとに企業を単位として判断。例えば、日本国内の本社の労働者数と派遣先の国の企業の労働者数を合わせて下の表の規模以内であれば特別加入することができる。

| 業種               | 労働者数   |
|------------------|--------|
| 金融業・保険業・不動産業・小売業 | 50人以下  |
| 卸売業・サービス業        | 100人以下 |
| 上記以外の業種          | 300人以下 |

（※） 海外出張の場合は、海外出張者について何らの手続なく、所属する国内の事業場の労災保険により保険給付を受けられる。一方、海外派遣の場合は、特別加入の手続が必要。

海外出張者とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者。一方、海外派遣者とは、海外の事業場に所属して、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者またはその事業場の使用者（事業主およびその他労働者以外の者）。

海外出張者と海外派遣者のどちらに当たるかは、勤務の実態によって総合的に判断。

○ 初めて特別加入を申請する場合、派遣元の団体又は事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除く）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要。なお、派遣先の事業は有期事業も含まれる。（労災保険法第36条）

○ 派遣元の団体又は事業主が、その事業から派遣する特別加入予定者の加入手続をまとめて行う。（労災保険法第36条）

# 特別加入における補償の対象となる範囲①

〈中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者〉（通達：S40.12.6基発第1591号）

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

※同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができない。

## 1 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附随する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合  
※ 船員である中小事業主等が、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合は、積極的な私的行為を除き業務遂行性が認められる
- ⑥ 通勤途上で次の場合  
ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中  
イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

## 2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいう。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしている。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤とならない。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となる。

# 特別加入における補償の対象となる範囲②

〈労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者〉  
(通達：S40.12.6基発第1591号)

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

## 1 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られる。次に該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者等
  - ア 免許などを受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む）、貨物の積み卸し作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ② 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
  - ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
  - イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
  - エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
  - ア 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 最終の発地から漁船まで、または漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合
  - ウ 突発事故により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ④ 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
  - ア 森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路およびこれに前後する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打ち合せなどを通常行っている場所（自宅を除く場所で、以下「集合解散場所」という）における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - ウ 集合解散場所と森林の中の作業地との間の移動およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - エ 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - オ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために作業地または集合解散場所に赴く場合

# 特別加入における補償の対象となる範囲③

〈労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者〉

## ⑤ 医薬品の配置販売業者

住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間に行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む）およびこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む）を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る）

## ⑥ 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者

ア 再生資源を収集、運搬、選別、解体するなどの作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 再生資源を収集、運搬するために行われるトラックなどの貨物運搬用車両などを運転または操作する作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

ウ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所などに赴く場合

## ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

ア 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合（恣意的行為など積極的な私的行為を除く）

イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

ウ 下船後における旅客の乗降のための作業および、荷下ろしなどの作業または出荷のための作業など事業のためにする行為に直接附帯する作業についても、事業の性質に応じて業務遂行性が認められることがある。

## 2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。ただし、上記のうち次の一人親方等については、通勤災害の保護の対象とならない。

## ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

## ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者

# 特別加入における補償の対象となる範囲④

〈特定作業従事者〉（通達：S40.12.6基発第1591号）

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

## 1 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られる。次に該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）  
農業者が、農作業場で行う「土地の耕作や開墾」「植物の栽培や採取」「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」のうち、次のア～オのいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）
  - ア 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
  - イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
  - ウ 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業
  - エ 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
  - オ 農作業場で農薬を散布する作業
- ② 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）
  - ア 農業者が、農作業場において指定農業機械を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む。）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- ③ 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者  
訓練現場に就労している労働者に準ずる
- ④ 危険有害な作業に従事する家内労働者等
  - ア 家内労働者等が、作業場で、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業またはこれに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 家内労働者等が、作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上など）において行う家内労働に関わる材料、加工品などの積み込み、積み卸し作業および運搬作業を行う場合
- ⑤ 労働組合等常勤役員  
労働組合等の常勤役員が、労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）を行う場合
- ⑥ 介護作業従事者 及び家事支援従事者
  - ア 介護作業従事者が、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練または看護に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 家事支援作業従事者が、炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

# 特別加入における補償の対象となる範囲⑤

## 〈特定作業従事者〉

### 2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。ただし、上記のうち次の特定作業従事者については、通勤災害の保護の対象とならない。

- ① 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）
- ② 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）
- ④ 危険有害な作業に従事する家内労働者等

#### 〔特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はないが、自宅と農作業場との間を、トラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護の対象となる。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができる。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中で被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができる。

# 特別加入における補償の対象となる範囲⑥

## 〈海外派遣者〉

○労働者として派遣される場合（通達：S52.3.30労働省発労徴第21号・基発第192号、S55.3.31労働省発労徴第22号・基発第156号）

国内の労働者の場合と同様、業務災害または通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われる。

○中小事業の代表者などとして海外派遣される場合（通達：H8.3.1基発第95号）

国内の中小事業主等の特別加入の場合と同様、以下の場合に労災保険から給付が行われる。

### 1 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附随する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備、後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
  - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
  - イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

### 2 通勤災害

国内の労働者の場合と同様に取り扱われる。

## ○留意事項

赴任途上における災害は、次の要件を全て満たす場合に業務災害と認められる。（通達：H3.2.1基発第75号）

- ① 海外派遣を命じられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居などから赴任先事業場に赴く途中で発生した災害であること
- ② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上、合理的な経路および方法による赴任であること
- ③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと
- ④ 赴任に対して赴任先事業主より旅費が支給される場合であること



# (参考)事務組合の要件

## ○労働保険事務組合制度とは

労働保険事務組合制度とは、商工会、事業協同組合などの事業主の団体や社会保険労務士の事務所などが、厚生労働大臣から労働保険事務組合の認可を受けることにより、事業主の委託を受けて労働保険料の申告・納付や雇用保険の被保険者に関する手続などの労働保険事務を行う制度である。

## ○労働保険事務組合の認可基準の概要

◇平成25年3月29日付け基発0329第7号「労働保険事務組合事務処理手引の改正について」

### (1) 団体の性格 → 団体性が明確であること

- ・ 法人であるかは問わないが、「代表者の定めがあること」、「定款、規約等において、団体の組織、構成員の範囲、事業内容、運営方法」等が明確に定められていること。
- ・ 労働保険事務の委託予定事業主が30以上あること。
- ・ 定款等において、事業主の委託を受けて労働保険事務の行うことが定められていること。
- ・ 団体等の活動実績が2年以上あること。

### (2) 財政基盤 → 相当の財産を有すること

団体等は相当の財産を有し、事務組合の責任(労働保険料の納付等の責任)を負うことができるものであること(登記簿や預金証書等で確認)。

### (3) 事務処理体制 → 適切に処理できる体制が確立していること

- ・ 労働保険事務を確実に行う能力がある者(社会保険労務士等)が配置され、その者が当該団体の役職員として、実際に労働保険事務に携わることが予定されていること。
- ・ 役員や事務の総括者は社会的信用があること(経歴書で確認)。
- ・ 事務処理規約に必要事項を定め、団体の議決機関の承認を経ていること。

# (参考)特別加入団体の要件①

- 特別加入団体の申請をしようとする団体は、あらかじめ、一人親方等又は特定作業従事者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならないこととされている。

具体例：①原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う一人親方については、特別加入団体が業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）に沿って改定しなければならない。（「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」平成23年12月27日基発1227第1号）

②特定農作業従事者については、特別加入団体が業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項として「業務災害防止規則例」に定める内容と実質的に同じ内容の定めを作成しなければならない。（「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」平成3年4月12日発労徴第38号、基発259号）

## <参照条文>

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）

第四十六条の二十三第二項 法第三十五条第一項の申請をしようとする団体（第四十六条の十七第七号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

- 特別加入団体は、一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料の納付など、事業主に課せられている労働保険事務を処理することになるため、当該団体が次頁の要件を全て満たしている場合に、政府は特別加入の承認を行う。

# (参考)特別加入団体の要件②

○特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達）

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表（※）に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

（※別表）

| 主たる事務所の所在地の都道府県 | 主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧 | 主たる事務所の所在地の都道府県 | 主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧 |
|-----------------|---|-----------------|---|
| 北海道             | 青森県   | 三重県             | 岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県            |
| 青森県             | 北海道 岩手県 秋田県                                 | 滋賀県             | 福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県                 |
| 岩手県             | 青森県 宮城県 秋田県                                 | 京都府             | 福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県        |
| 宮城県             | 岩手県 秋田県 山形県 福島県                             | 大阪府             | 三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県    |
| 秋田県             | 青森県 岩手県 宮城県 山形県                             | 兵庫県             | 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県    |
| 山形県             | 宮城県 秋田県 福島県 新潟県                             | 奈良県             | 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県                    |
| 福島県             | 宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県                     | 和歌山県            | 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県                     |
| 茨城県             | 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県                | 鳥取県             | 京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県                         |
| 栃木県             | 福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県                | 島根県             | 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県             |
| 群馬県             | 福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県        | 岡山県             | 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 香川県 愛媛県         |
| 埼玉県             | 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県        | 広島県             | 鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県                     |
| 千葉県             | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県                | 山口県             | 島根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県                         |
| 東京都             | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県            | 徳島県             | 大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県                    |
| 神奈川県            | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県             | 香川県             | 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県                 |
| 新潟県             | 山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県                     | 愛媛県             | 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県                 |
| 富山県             | 新潟県 石川県 長野県 岐阜県                             | 高知県             | 徳島県 香川県 愛媛県                                 |
| 石川県             | 富山県 福井県 岐阜県                                 | 福岡県             | 山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県                |
| 福井県             | 石川県 岐阜県 滋賀県 京都府                             | 佐賀県             | 福岡県 長崎県 熊本県 大分県                             |
| 山梨県             | 埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県                        | 長崎県             | 福岡県 佐賀県 熊本県                                 |
| 長野県             | 群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県             | 熊本県             | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県                    |
| 岐阜県             | 富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県                 | 大分県             | 山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県                     |
| 静岡県             | 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県                | 宮崎県             | 熊本県 大分県 鹿児島県                                |
| 愛知県             | 長野県 岐阜県 静岡県 三重県                             | 鹿児島県            | 熊本県 宮崎県                                     |
|                 |   | 沖縄県             | -   |

# (参考)特別加入者の過労死等の認定方法について

- 中小事業主等や一人親方の特別加入者から脳・心臓疾患や精神障害に関する労災請求があり、認定基準で示している労働時間による過重負荷（心理的負荷）の評価が必要な場合、これらの者は自らの出退勤や労働時間を管理する記録を作成していないことも少なくないが、このような場合であっても、例えば、作業日報、事業場の警備記録、現場への出入記録といった資料と同僚労働者等の申立内容を突合するなどして、業務遂行性が認められる時間を推計している。

# 労災保険特別加入制度の主な見直し経緯①（対象範囲に係るもの中心）

## 1 中小事業主等

| 施行日         | 改正内容   | 改正形式 |
|-------------|--|------|
| S40. 11. 1  | ○特別加入制度創設(業務災害に限定)<br>常時300人(金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業、サービス業については50人)以下の労働者を使用する事業の事業主で労災保険事務組合に事務処理を委託する者及びその事業主の行う事業に従事する者。 | 法律   |
| S48. 10. 15 | ○卸売業について、50人以下→100人以下の労働者を使用する事業主に対象拡大   | 省令   |
| S52. 4. 1   | ○通勤災害も対象に追加  | 法律   |
| H11. 12. 3  | ○サービス業について、50人以下→100人以下の労働者を使用する事業主に対象拡大   | 省令   |

## 2 一人親方等

| 施行日        | 改正内容  | 改正形式 |
|------------|---|------|
| S40. 11. 1 | ○特別加入制度創設(業務災害に限定)<br>次の種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の行う事業に従事する者。<br>・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業<br>・建設の事業 ・漁船による水産動植物の採捕の事業 | 法律   |
| S47. 4. 1  | ○建設の事業を「土木、建設その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」に改正   | 省令   |
| S51. 10. 1 | ○以下を追加<br>・林業の事業 ・医薬品の配置販売の事業   | 省令   |
| S52. 4. 1  | ○通勤災害も対象に追加   | 法律   |
| S55. 4. 1  | ○以下を追加<br>・再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業   | 省令   |
| H22. 1. 1  | ○以下を追加<br>・船員法第1条に規定する船員が行う事業   | 省令   |
| H24. 1. 1  | ○以下を追加<br>・除染作業(建設の事業の中に「原状回復」を追加)  | 省令   |

※上記のほか、一人親方等については、通達や事務連絡によって、運用範囲を拡大してきたものも存在する。

# 労災保険特別加入制度の主な見直し経緯②（対象範囲に係るもの中心）

## 3 特定作業従事者

| 施行日        | 改正内容   | 改正形式 |
|------------|--|------|
| S40. 11. 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別加入制度創設(業務災害に限定)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業を次の機械を使用して行う者                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業用トラクター</li> <li>② 動力溝掘機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械</li> </ul> </li> <li>・国または地方公共団体が実施する訓練事業者</li> </ul> </li> </ul>   | 法律   |
| S45. 10. 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者について追加。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレス機械又はシャーを使用して行う金属加工の作業</li> <li>・研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって金属製洋食器又は刃物の製造又は加工に係るもの</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製履物製造又は加工に係るもの</li> <li>・粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗薬を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくはその施塗若しくは絵付けされた物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの</li> </ul> </li> </ul>  | 省令   |
| S49. 4. 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者の範囲拡大(下線部を追加)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレス機械、シャー、<u>旋盤</u>、<u>ボール盤</u>又は<u>フライス盤</u>を使用して行う金属又は合成樹脂の加工の作業</li> <li>・研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって金属製洋食器、<u>刃物</u>、<u>バルブ</u>又は<u>コツク</u>の製造又は加工に係るもの</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製又は皮製の履物、<u>靴</u>、<u>袋物</u>又は<u>服装用ベルト</u>の製造又は加工に係るもの</li> <li>・動力により駆動される織機を使用して行う作業</li> </ul> </li> </ul> | 省令   |
| S50. 4. 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者の範囲拡大(下線部を追加)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレス機械、<u>型付け機</u>、<u>型打ち機</u>、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、<u>皮</u>、<u>ゴム</u>、<u>布</u>又は<u>紙</u>の加工の作業</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製、皮製又は布製の履物、靴、袋物又は服装用ベルトの製造又は加工に係るもの</li> </ul> </li> </ul>   | 省令   |
| S52. 4. 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○通勤災害も対象に追加</li> </ul>  | 法律   |
| S56. 4. 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者の範囲拡大(下線部を追加)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、<u>グラブ</u>若しくは<u>ミット</u>又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの</li> <li>・動力により駆動される<u>合系機</u>、<u>撚糸機</u>又は織機を使用して行う作業</li> <li>・木工機械を使用して行う作業であって、<u>仏壇</u>又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの</li> </ul> </li> </ul>  | 省令   |

# 労災保険特別加入制度の主な見直し経緯③（対象範囲に係るもの中心）

## 3 特定作業従事者

| 施行日       | 改正内容   | 改正形式 |
|-----------|--|------|
| H1. 4. 1  | ○国又は地方公共団体が実施する訓練事業者のうち、対象を以下に限定<br>・求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業<br>・求職者の再就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものとして行われる作業 | 省令   |
| H3. 4. 12 | ○特定農作業従事者を追加<br>○労働組合等常勤役員を追加  | 省令   |
| H13. 4. 1 | ○介護作業従事者を追加  | 省令   |
| H30. 4. 1 | ○家事支援従事者を追加  | 省令   |

※上記のほか、特定作業従事者については、告示や通達によって、運用範囲を拡大してきたものも存在する。

## 4 海外派遣者

| 施行日       | 改正内容                           | 改正形式 |
|-----------|--------------------------------|------|
| S52. 4. 1 | ○海外派遣者を追加                      | 法律   |
| H8. 4. 1  | ○海外にある中小規模の事業に事業主等として派遣される者を追加 | 法律   |

## 背景

○ 家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）については、家事使用人として労働基準法上の労働者とされておらず、労災保険の強制加入対象とならない。

※ 家事支援従事者のうち、介護関係業務に従事するものについては、平成13年より特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象となっている。

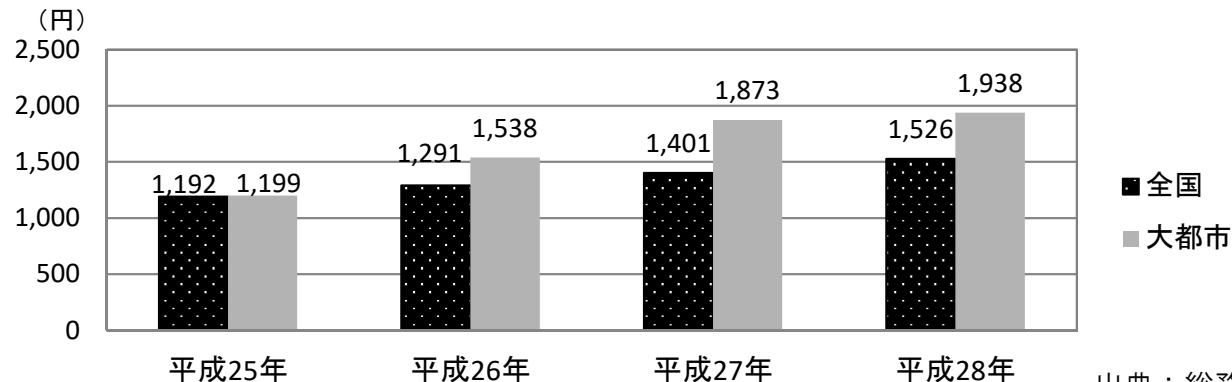
○ しかし、

- ・ 介護保険サービスを提供する訪問介護員（労働者）と同様の就労形態であるとの理由により介護作業従事者を対象としているところ、介護作業従事者特別加入の大宗を占める家政婦が家事支援を行っていることに鑑みれば、家事支援従事者は介護作業従事者と同様の就労形態と言え、特別加入の対象としない合理性は低いと考えられる

- ・ 政府として、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を促進する中で、家事、育児等の支援サービスの需要が増大するものと考えられるため、家事支援従事者の就労条件を整備する必要がある

等の状況を踏まえ、家事支援従事者を特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象とすることについて、検討を行うもの。

＜参考＞家事サービスへの家計支出額（全世帯平均／年額）



出典：総務省統計局「家計調査」



## 見直しの考え方について

- 特別加入の対象範囲については、下記の条件を考慮して定められており、今般の見直しについても、これらを踏まえ検討する必要がある。

### 【条件】

- ①業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
- ②業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。

- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

## 災害発生状況等に関する調査について

- 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会が、全国の家事サービス紹介所に登録されている家政婦に対し、災害発生状況、労働条件等について調査を行い、以下の結果を得たところ。

### 【結果概要】

- ・ 業務の実態について、個人家庭に雇用される家政婦は、労働基準法上の労働者ではないものの、個人家庭の指示を受け労務を提供している者であった。
- ・ 災害の発生状況について、通勤中の災害の割合が保険給付受給者全体に比べ多かった。  
※全災害（受診不要のケガは除く。）に占める通勤中の災害の割合：42.7%  
平成27年度保険給付新規受給者数に占める通勤災害に係る新規受給者数の割合：11.8%（参考）  
※就労先が2件以上である者は50%弱にのぼる。

## 対応方針について（案）

### <条件①について>

- 調査結果から、家事支援従事者については、労働者に準じて保護するにふさわしい者といえる。

### <条件②について>

- 対象範囲の拡大にあたっては、保険技術的な観点から業務上外の認定が可能となるよう業務の範囲の特定を行う必要があるが、これについては国家戦略特別区域法において既に定義がなされている「家事支援活動」の内容を参考に規定する。

### <民業圧迫について>

- 現状、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会、公益財団法人介護労働安定センターが家政婦向けの民間損害保険を提供しているが、労災保険が補償しない対物・対人の損害賠償も補償内容としていること等から、必ずしも民業圧迫につながらないものと考える。

### <危険防止措置について>

- 業規制の対象外であるため危険防止措置について一定の対応をとる必要があるが、現行の介護作業従事者の特別加入団体が行っている危険防止措置と同様の措置がとられるものと考えられ、逆選択の危険性は低いといえる。

⇒ **家事支援従事者について、特別加入の対象範囲に追加するものとする。**

(参考) 労働者災害補償保険法施行規則の改正イメージ (平成30年4月1日施行予定【P】)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの</u></p> <p>ロ <u>炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為</u></p> | <p>第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの</u></p> |

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十三条 次の各号に掲げる者（第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一～四 （略）

五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七 （略）

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2～6 （略）

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事

二 洗濯

三 掃除

四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

# 参考データ

# 労災補償のうちの主な疾病の件数(療養(補償)給付の受給者数を含めた数値)

|                | 平成26年度   | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   | 平成30年度   |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 新規受給者数<br>(※1) | 619,599人 | 618,149人 | 626,526人 | 650,534人 | 686,513人 |

## 参考(※2)

|                              | 平成26年度             | 平成27年度            | 平成28年度             | 平成29年度            | 平成30年度            |
|------------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 脳・心臓疾患の<br>新規受給者数(※3)        | 277人<br>(うち死亡121人) | 251人<br>(うち死亡96人) | 260人<br>(うち死亡107人) | 253人<br>(うち死亡92人) | 238人<br>(うち死亡82人) |
| 精神障害の<br>新規受給者数(※3)          | 497人<br>(うち自殺99人)  | 472人<br>(うち自殺93人) | 498人<br>(うち自殺84人)  | 506人<br>(うち自殺98人) | 465人<br>(うち自殺76人) |
| 石綿による疾病に<br>よる新規受給者数<br>(※4) | 1,080人             | 1,033人            | 1,058人             | 1,039人            | 1,057人            |

※1: 労働者災害補償保険事業年報より。当該年度にはじめて保険給付の支払を受けた者の数であり、新たに療養(補償)給付の支払いを受けた者、療養(補償)給付の支払いを受けず葬祭料又は葬祭給付の支払いを受けた者及び特別遺族給付金の支払いを受けた者の数の集計。

※2: 当該年度中に新規で療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付のいずれかを給付した件数である(次年度以降に最初に受けた給付とは別の給付を受けたとしても計上はしていない)

※3: 平成30年度「過労死等の労災補償状況」より

※4: 「平成30年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)」より

# 原因別の労災補償状況(平成30年度)(療養(補償)給付のみの受給者を含まない数値)(※1)

| 分類  | 休業(補償)給付の件数(%)  | 年金給付の件数(%)    |
|---|-----------------|---------------|
| 負傷(※2)  | 141,242件(94.7%) | 2,528件(59.0%) |
| 負傷に起因する疾病(※3)                                       | 4,263件(2.9%)    | 185件(4.3%)    |
| 物理的因子による疾病(がんを除く)<br>【有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等】 | 939件(0.6%)      | 39件(0.9%)     |
| 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病<br>【腰痛、振動障害、上肢障害等】          | 764件(0.5%)      | 7件(0.2%)      |
| 化学物質等による疾病<br>【厚生労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。】           | 205件(0.1%)      | 68件(1.6%)     |
| 粉じんの吸引による疾病【じん肺症等】                                  | 305件(0.2%)      | 557件(1.3%)    |
| 細菌、ウィルス等の病原体による疾病                                   | 134件(0.1%)      | 3件(0.1%)      |
| がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病【職業がん】           | 812件(0.5%)      | 648件(15.1%)   |
| 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等   | 151件(0.1%)      | 193件(4.5%)    |
| 心理的負荷による精神障害  | 291件(0.2%)      | 51件(1.2%)     |
| 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病                          | 2件(0.0%)        | 0件(0.0%)      |
| その他疾病(※4)   | 54件(0.0%)       | 7件(0.2%)      |
| 合計  | 149,162件        | 4,286件        |

(※1)平成30年度に新規で休業補償給付と年金給付(一時金は含まない)の支払日があった方について、労働基準行政システム(労災サブシステム)上傷病性質コードが入力されているものを合計したもの。

(※2)業務災害に係る「負傷」及び通勤災害に係る「負傷」を合わせた数値。

(※3)業務災害に係る「業務上の負傷に起因する疾病」及び通勤災害に係る「通勤による負傷に起因する疾病」を合わせた数値。

(※4)業務災害に係る「その他業務に起因することの明らかな疾病」及び通勤災害に係る「その他通勤に起因することの明らかな疾病」を合わせた数値。

# 特別加入者の労災補償状況(休業(補償)給付:平成30年度)(療養(補償)給付のみの受給者を含まない数値)(※1)

| 分類  | 中小事業主等<br>(%)     | 一人親方等<br>(%)      | 特定作業従事者<br>(%)  | 海外派遣者<br>(%)   | 合計(%)              |
|---|-------------------|-------------------|-----------------|----------------|--------------------|
| 負傷(※2)  | 4,375件<br>(93.2%) | 7,544件<br>(92.9%) | 689件<br>(97.3%) | 14件<br>(77.8%) | 12,622件<br>(93.2%) |
| 負傷に起因する疾病(※3)                                       | 172件<br>(3.7%)    | 328件<br>(4.0%)    | 11件<br>(1.6%)   | 0件             | 511件<br>(3.8%)     |
| 物理的因子による疾病(がんを除く)<br>【有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等】 | 41件<br>(0.9%)     | 138件<br>(1.7%)    | 3件<br>(0.4%)    | 0件             | 182件<br>(1.3%)     |
| 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病<br>【腰痛、振動障害、上肢障害等】          | 23件<br>(0.5%)     | 35件<br>(0.4%)     | 3件<br>(0.4%)    | 0件             | 61件<br>(0.5%)      |
| 化学物質等による疾病<br>【厚生労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。】           | 11件<br>(0.2%)     | 8件<br>(0.1%)      | 1件<br>(0.1%)    | 0件             | 20件<br>(0.1%)      |
| 粉じんの吸引による疾病【じん肺症等】                                  | 7件<br>(0.1%)      | 4件<br>(0.0%)      | 0件              | 0件             | 11件<br>(0.1%)      |
| 細菌、ウィルス等の病原体による疾病                                   | 0件                | 2件<br>(0.0%)      | 1件<br>(0.1%)    | 1件<br>(5.6%)   | 4件<br>(0.0%)       |
| がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病【職業がん】           | 56件<br>(1.2%)     | 58件<br>(0.7%)     | 0件              | 0件             | 114件<br>(0.8%)     |
| 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等   | 4件<br>(0.1%)      | 1件<br>(0.0%)      | 0件              | 1件<br>(5.6%)   | 6件<br>(0.0%)       |
| 心理的負荷による精神障害  | 2件<br>(0.0%)      | 0件                | 0件              | 2件<br>(11.1%)  | 4件<br>(0.0%)       |
| 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病                          | 0件                | 0件                | 0件              | 0件             | 0件                 |
| その他疾病(※4)   | 2件<br>(0.0%)      | 1件<br>(0.0%)      | 0件              | 0件             | 3件<br>(0.0%)       |
| 合計  | 4,693件            | 8,119件            | 708件            | 18件            | 13,538件            |

(※1)平成30年度に新規で休業補償給付の支払日があった特別加入者の方について、労働基準行政システム(労災サブシステム)上傷病性質コードが入力されているものを合計したものの。

(※2)業務災害に係る「負傷」及び通勤災害に係る「負傷」を合わせた数値。

(※3)業務災害に係る「業務上の負傷に起因する疾病」及び通勤災害に係る「通勤による負傷に起因する疾病」を合わせた数値。

(※4)業務災害に係る「その他業務に起因することの明らかな疾病」及び通勤災害に係る「その他通勤に起因することの明らかな疾病」を合わせた数値。

特別加入者の労災補償状況(年金給付:平成30年度)(療養(補償)給付のみの受給者を含まない数値)(※1)

| 分類  | 中小事業主等<br>(%)   | 一人親方等<br>(%)   | 特定作業従事者<br>(%) | 海外派遣者<br>(%)  | 合計(%)           |
|---|-----------------|----------------|----------------|---------------|-----------------|
| 負傷(※2)  | 113件<br>(62.1%) | 79件<br>(60.3%) | 18件<br>(90.0%) | 1件<br>(33.3%) | 211件<br>(62.8%) |
| 負傷に起因する疾病(※3)                                       | 10件<br>(5.5%)   | 6件<br>(4.6%)   | 2件<br>(10.0%)  | 0件            | 18件<br>(5.4%)   |
| 物理的因子による疾病(がんを除く)<br>【有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等】 | 0件              | 1件<br>(0.8%)   | 0件             | 0件            | 1件<br>(0.3%)    |
| 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病<br>【腰痛、振動障害、上肢障害等】          | 0件              | 0件             | 0件             | 1件<br>(33.3%) | 1件<br>(0.3%)    |
| 化学物質等による疾病<br>【厚生労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。】           | 5件<br>(2.7%)    | 7件<br>(5.3%)   | 0件             | 0件            | 12件<br>(3.6%)   |
| 粉じんの吸引による疾病【じん肺症等】                                  | 14件<br>(7.7%)   | 9件<br>(6.9%)   | 0件             | 0件            | 23件<br>(6.8%)   |
| 細菌、ウィルス等の病原体による疾病                                   | 0件              | 0件             | 0件             | 0件            | 0件              |
| がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病【職業がん】           | 38件<br>(20.9%)  | 29件<br>(22.1%) | 0件             | 0件            | 67件<br>(19.9%)  |
| 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等   | 2件<br>(1.1%)    | 0件             | 0件             | 0件            | 2件<br>(0.6%)    |
| 心理的負荷による精神障害  | 0件              | 0件             | 0件             | 1件<br>(33.3%) | 1件<br>(0.3%)    |
| 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病                          | 0件              | 0件             | 0件             | 0件            | 0件              |
| その他疾病(※4)   | 0件              | 0件             | 0件             | 0件            | 0件              |
| 合計  | 182件            | 131件           | 20件            | 3件            | 336件            |

(※1)平成30年度に新規で年金給付(一時金は含まない)の支払日があった特別加入者の方について、労働基準行政システム(労災サブシステム)上傷病性質コードが入力されているものを合計したもの。

(※2)業務災害に係る「負傷」及び通勤災害に係る「負傷」を合わせた数値。

(※3)業務災害に係る「業務上の負傷に起因する疾病」及び通勤災害に係る「通勤による負傷に起因する疾病」を合わせた数値。

(※4)業務災害に係る「その他業務に起因することの明らかな疾病」及び通勤災害に係る「その他通勤に起因することの明らかな疾病」を合わせた数値。